

診療報酬明細書等（レセプト）の開示請求について

健康保険組合においては、診療報酬明細書、調剤報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（以下「レセプト」という。）の開示請求があった場合、診療上の支障が生じないこと等を確認したうえで開示を行っています。

「診療報酬明細書等開示請求書」を提出される方は、あらかじめ、以下の説明をご覧ください、手続きされるようお願いいたします。

1. 開示請求ができる方

開示請求ができるのは、次のいずれかに該当される方に限ります。

- ①開示請求を行うレセプトに記載されている被保険者及び被扶養者本人
（被保険者であった方及び被扶養者であった方を含む。以下「被保険者等」という。）
- ②被保険者等が未成年者又は成年被後見人の場合における法定代理人
- ③被保険者等からレセプトの開示請求をすることにつき委任を受けた任意代理人

2. 必要書類

①被保険者等による開示請求の場合

- （１）診療報酬明細書等開示請求書
- （２）被保険者等の本人確認ができる書類

本人確認ができる書類の例

健康保険被保険者証、国民健康保険被保険者証、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、運転免許証、国民健康保険被保険者証、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、共済年金証書、恩給証書、旅券（パスポート）等

※婚姻等のため、開示請求書の提出時に氏名と開示請求をするレセプトの診療時の氏名が異なる場合は、旧姓等の確認できる書類を添付して下さい。

なお、郵送により開示請求を行う場合については、上記書類の写しに加え、住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求をする日前３０日以内に作成されたものに限る）も必要となります。

②法定代理人からの開示請求の場合

- (1) 診療報酬明細書等開示請求書
- (2) 被保険者等の本人確認ができる書類
- (3) 法定代理人の本人確認ができる書類
- (4) 被保険者等の法定代理人であることを証明する次のいずれかの書類
(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る)
 - ア. 戸籍謄本(抄本)
 - イ. 住民票
 - ウ. 登記事項証明書
 - エ. 家庭裁判所の証明書
 - オ. その他法定代理関係を確認し得る書類

なお、郵送により開示請求を行う場合については、上記書類の写しに加え、法定代理人の住民票の写し又は外国人登録原票の写し(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る)も必要となります。

③任意代理人からの開示請求の場合

- (1) 診療報酬明細書等開示請求書
- (2) 被保険者等の本人確認ができる書類
- (3) 任意代理人の本人確認ができる書類
- (4) 被保険者等の署名・押印のあるレセプト開示請求に係る「委任状」
- (5) 委任状に押印された印の印鑑登録証明書

なお、郵送により開示請求を行う場合については、上記書類の写しに加え、任意代理人の住民票の写し又は外国人登録原票の写し(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る)も必要となります。

3. 開示請求を行う場合の手数料について

開示請求の手数料は500円となります。(レセプト枚数に関係なく)
ただし、遺族からの請求の場合は徴収いたしません。

4. 保険医療機関等に対する事前確認

レセプトの開示に当たっては、診療上支障が生じないことを、当該保険医療機関等に事前に確認する必要があります。従って、開示することについて支障があると判断されたレセプトは、開示できませんのでご理解をお願いします。

5. 開示（公布）の事務処理

開示依頼書を受理した日から開示（交付）までの所要日数は、当該レセプトの抽出作業、保険医療機関等への事前確認等のため1カ月程度要します。開示（交付）方法については、「診療報酬明細書等開示依頼書」で指定された方法により開示（公布）いたします。

6. その他

レセプトは、保険医療機関等が保険診療に要した費用を保険請求するために、一定の基準に従って記載されるものであり、保険診療外のものなど必ずしも診療内容の全てが記載されているものではないことをご理解願います。

上記を確認の上、開示請求をされる方は下記問い合わせ先にご連絡ください。
ご遺族からの開示請求の場合も、下記問い合わせ先までご連絡ください。

＜お問い合わせ先＞

しんくみ関西健康保険組合

TEL 06-6943-7636